欧州	ミラノ	11.5%	ユーロ	2,619	2,231	1,940	1,746	1,552
	エディンバラ	14.3%	スターリング・ポンド	1,860	1,585	1,378	1,240	1,102
	ロンドン	8.0%	スターリング・ポンド	3,326	2,834	2,464	2,218	1,971
	バルセロナ	10.8%	ユーロ	2,786	2,374	2,064	1,858	1,651
	デュッセルドルフ	13.7%	ユーロ	2,203	1,877	1,632	1,469	1,306
	ハンブルク	13.7%	ユーロ	2,214	1,886	1,640	1,476	1,312
	フランクフルト	11.4%	ユーロ	2,642	2,251	1,957	1,761	1,566
	ミュンヘン	12.2%	ユーロ	2,473	2,107	1,832	1,649	1,466
	ストラスブール	14.2%	ユーロ	2,134	1,818	1,581	1,423	1,265
	マルセイユ	13.6%	ユーロ	2,226	1,896	1,649	1,484	1,319
	ウラジオストク	9.0%	アメリカ合衆国ドル	4,761	4,056	3,527	3,174	2,822
	サンクトペテルブルク	9.3%	アメリカ合衆国ドル	4,643	3,955	3,439	3,095	2,751
	ハバロフスク	11.5%	アメリカ合衆国ドル	3,756	3,199	2,782	2,504	2,226
	ユジノサハリンスク	6.8%	アメリカ合衆国ドル	6,376	5,431	4,723	4,251	3,778
中東	ドバイ	7.4%	アラブ首長国連邦ディルハム	21,136	18,004	15,656	14,090	12,525
	ジッダ	6.6%	アメリカ合衆国ドル	6,514	5,549	4,825	4,343	3,860
	イスタンブール	11.0%	アメリカ合衆国ドル	3,920	3,340	2,904	2,614	2,323

三　政府代表部

地域	所在地	控除率	限度額						
			単位	号別					
				公使	1号	2号	3号	4号	5号
北米	ニューヨーク （国際連合）	6.6%	アメリカ合衆国ドル	7,971	6,522	5,556	4,831	4,348	3,865
	モントリオール （国際民間航空機関）	13.7%	カナダ・ドル	4,237	3,467	2,953	2,568	2,311	2,054
欧州	ウィーン （在ウィーン国際機関）	10.9%	ユーロ	3,378	2,763	2,354	2,047	1,842	1,638
	ジュネーブ （在ジュネーブ国際機関）	8.3%	スイス・フラン	6,752	5,524	4,706	4,092	3,683	3,274
	（軍縮会議）	8.3%	スイス・フラン	6,752	5,524	4,706	4,092	3,683	3,274
	パリ （経済協力開発機構）	8.8%	ユーロ	4,219	3,452	2,941	2,557	2,301	2,046
	（国際連合教育科学文化機関）	8.8%	ユーロ	4,219	3,452	2,941	2,557	2,301	2,046
	ブリュッセル （欧州連合）	11.0%	ユーロ	3,369	2,757	2,348	2,042	1,838	1,634

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。